

ガット/WTOにおける発展途上国の位置の変化 (二)

——繊維分野を素材に——

vu Thi Hong Minh

はじめに

第一章 ガットにおける繊維問題

第一節 ガットの法的枠組み

(一) ガット一九条とその諸問題

(二) 「市場攪乱」概念

第二節 国際繊維貿易に関する取決め

(一) 綿繊維の短期取決め

(二) 綿繊維の長期取決め

(三) 多繊維取決め

(以上、第193号)

第三節 紛争解決申立て

(一) イスラエルの綿繊維に対する英国輸入制限の紛争

(二) 香港の繊維製品に対する輸入制限の二つ事件

(三) 米国のポルトガルからの繊維輸入制限に関する事件

(四) ブラジルの綿繊維製品に対するECのダンピング防止課税事件

小括

第二章 先進国と途上国との利害関係

第一節 日本と途上国との関係

第二節 ECと途上国との関係

第三節 米国と途上国との関係

小括

(以上、本稿)

第三章 WTOにおける繊維問題

第一節 ウルグアイ・ラウンドの交渉

第二節 繊維協定

第三節 繊維協定の受益国と損害国

小括

結び

第一章 ガットにおける繊維問題

第三節 紛争解決申立て

前述のように(第一章 第二節)、MFAの最高機関は、繊維委員会(Textile Committee)である。第二条、第三条、及び第四条の実行を監視するのは、繊維監視機構(Textile Surveillance Body: TSBと略す)である。すなわち、締約国によって実施される措置がMFA規定により正当化できるか否かを決定し、措置が実行に移された場合には、実施状況をレビューするのである。MFAは、当該措置をめぐる紛争を解決するための小委員会の設置を予定していない(MFA 一一条)。TSBはガットの紛争解決小委員会と別の紛争処理機関であり、当事国による紛争解決を仲介することを重視し、その勧告の内容は協議の再開を呼びかけるにすぎないことが少なくない。TSBの勧告は、コンセンサス方式によって行われ、その委員は、締約国の一〇人により構成される(二〇条)。STA/LTAのみならず、MFAには当事国間の紛争解決に関する条項が存在しないため、輸出入国間の紛争はガットの下で処理された。このように、繊維取決めは自由貿易の道を逸脱するものの、ガットから完全に離脱するものではなく、ガットの下で締約国に付与した権利及び義務に影響を及ぼすのではないと規定し、ガットとの整合性を図ろうとした。つまり、その加盟国はガットの紛争解決手続を利用することが妨げられるのではない。そこで、ガット対MFAの矛盾はいかのように処理されるか、繊維貿易を巡る紛争の申立てを見てみよう。

ガットの下での繊維分野に関連する途上国や中進国の申立ては五事件にすぎず、英国の数量制限に対するイスラエルの申立て(七二年、MFAの発効以前)、香港対ノルウェーの事件(七八年)、香港対ECの事件(八二年)、ポ

ルトガル対米国の事件（八五年）及びブラジル対ECの事件（九三年）である。その中で、英国対イスラエル及び米国対ポルトガルの二件は紛争解決小委員会までいかず、二国間の協議で処理された。また、この五つの事件のうち、三件は当事国間がVERsによってその紛争をおさめた。ここで、これらの事件について考察してみよう。

（一）イスラエルの綿織維に対する英国輸入制限の紛争⁽¹⁾

一九七二年一〇月にイスラエルはこの問題を締約国団に申立てて、紛争解決小委員会の設置を要請した。この紛争の焦点は、イスラエルが低価格の綿織維供給国として英国の包括的輸入割当計画の対象となるかという問題である。⁽²⁾結局、当事国間の次のような合意で、この紛争が処理された。すなわち、英国は、イスラエルの織維産業の構造変化によって、その綿織維が低価格で供給されるものではなくなったと認め、対イスラエルの綿織維の輸入制限を七二年に終了し、イスラエルを無制限の供給国として取扱う。ただし、過渡期の二年間において、イスラエルの綿織維の輸出が合意された数量をこえる場合、英国は特定製品に対して輸入制限を課することができる。⁽³⁾この事件は、小委員会の認定段階までいくのであれば、おそらく価格差によって供給国の製品を差別する英国のグローバル輸入割当体制がガット一条、一三条の義務に反すると認定されるであろう。

(二) 香港の繊維製品に対する輸入制限の二つ事件

1. ノルウェーの繊維輸入制限の事件⁽⁴⁾

香港は、ノルウェーの繊維輸入制限措置をめぐるノルウェーとの紛争において、MFAに紛争解決に関する条項が存在しないため、ガットの紛争解決制度に提訴するよう努力した。この事件に関する事実は次の通りである。⁽⁵⁾

七七年までに香港の対ノルウェー輸出繊維製品の大部分には、MFAの二国間協定によって、ノルウェーの包括的な数量割当が適用されていた。七七年一〇月にノルウェーは、香港に七八年の二国間協定に関する協議を求めたが、満足な結果を得られなかった。そこで、ノルウェーは、香港を含む数カ国の特定繊維製品に対して、七八年一月一日から発効する一時的かつ一方的な措置を適用した。MFAを継続するために、七八年にノルウェーは、繊維輸出途上締約国の六カ国と七八年から発効するVERsに関する長期的な二国間協定を締結した。同年、香港とノルウェーとの間で特定の繊維製品の輸出割当について交渉を行ったが満足な結果を得られなかった。そこで、七八年七月にノルウェーは、ガット一九条を援用し、七九年における香港の九つの繊維製品に対する輸入割当の公告の準備を締約国団に報告した。香港は、ガット一九条二項に基づいて、ノルウェーと協議した。ここで香港は、ノルウェーに対して、七八年における輸出損害について代償を支払い、ガット二三条に基づき、七九年の対香港の輸入割当を対六カ国割当と等しくするよう求めたが、この協議が不調に終わった。七八年に香港は、こうしたノルウェーの数量制限がガット一条、一三条、及び一九条に違反することを主張し、締約国団に小委員会の設置を要請した。小委員会の報告は、八〇年六月一八日に採択された。

小委員会は、香港産の九つ繊維製品に対するノルウェーの輸入数量制限、及び一九条に基づく緊急措置の形態が

数量制限の無差別適用を定める一三条の適用対象であることを認定した。⁽⁶⁾次に、小委員会は、香港は対ノルウェー繊維輸出の九製品のうち、八製品の供給が一三条二項(d)に定める「実質的な利害関係」を有する、したがって、他の六カ国に輸入割当を付与しながら、香港に取分を割り当てなかったノルウェーの一九条に基づく輸入数量割当は、一三条に違反するとの見解を示し、香港の利益を侵害し、又は、無効化するものであると結論づけた。⁽⁸⁾この報告は、締約国団によって採択された。

2. 香港の特定産品に対する輸入数量制限の事件⁽⁹⁾

八二年に香港は、対香港製品の輸入制限措置についてECとの争いを小委員会に付託した。香港は、ECの輸入制限措置がガット一一条、一三条に反すると主張した。この争いについて、小委員会は、八三年七月に報告を提示し、ECの輸入制限措置がガット一一条に反しているとの結論を示した。⁽¹⁰⁾

(三) 米国のポルトガルからの繊維輸入制限に関する事件⁽¹¹⁾

本件においてポルトガルは、八五年に米国の輸入数量制限がガット一一条一項及び一三条に違反していると主張した。ポルトガルは、MFAの締約国ではないので、両国間にMFAの適用はなく、ガットの規定が適用される。ポルトガルは米国の輸入繊維制限に対して、ガットの紛争解決制度に付託することができた。しかし、この紛争は当事国のVERs協定の締結によって処理された。⁽¹²⁾

(四) ブラジルの綿織維に対するECのダンピング防止課税事件¹³⁾

九〇年三月にECはブラジル、エジプト、インド、タイ及びトルコの綿織維に対して八九年の一年間をダンピング調査期間として調査手続きを開始し、八六年から八九年に至る損害調査を行うことを公告した。九一年一二月にECは、インド及びタイの綿織維に対しその輸入量が僅少であるという理由で調査手続きを取りやめ、ブラジル、エジプト及びトルコの綿織維に暫定的ダンピング防止税を課税した。翌年三月にECはダンピングの価格差が僅少であるという理由でエジプトの綿織維の調査手続きを取りやめ、ブラジル及びトルコの綿織維に最終的ダンピング防止税を課税した。¹⁴⁾ ECは、調査のために、ブラジルの輸出業者のうち、日清紡、カネボウ、及びレンダは、サンブルとして選別し、それぞれにダンピングの価格差の算定を行った。¹⁵⁾ 八九年の間(ダンピング調査期間中)、ブラジルは国内のインフレ対策として、一月から三月にわたり、対米国ドルのクルザード(ブラジルの貨幣)相場を凍結し、四月から六月にわたり、その減価を徐々に認め、同年の残りにそれをさらに許した。ECはダンピングの価格差を算定するため、ブラジルのこの公的為替相場を用い、サンブル輸出業者それぞれの個々取引の輸出価格をクルザードに換算し、それを月当たりの正常の価額の平均と比較した。¹⁶⁾

九三年、ブラジルはガット第六条の実施に関する協定(以下協定と略す)一五条二項に基づき、ECと協議したが、協議が不調に終わった。そこで、ブラジルは協定一五条五項に基づき、とりわけ次のような申立てをもって、ダンピング防止の実施委員会(以下委員会と略す)に対して紛争解決小委員会の設置を要請した。¹⁷⁾

a. ECは、ブラジル国内の高度なインフレとあいまって為替相場の凍結を考慮せずに、公的為替相場を用いて正常の価額と輸出価格とを比較するので、この比較に著しい歪曲を導入した。しかし、ECはこの歪曲を取り除く

よう為替相場を調整しなかった。したがって、協定二条六項が規定している「…価格の比較に影響を及ぼす差異に對して妥当な考慮を払う」という義務に反する。

b. ECはダンピングの損害を調査する際、MFAに基づく二国間繊維協定の輸入割当がダンピング損害の認定を排除することを考慮しなかったため、ダンピング損害の調査を規定する協定三条二項、三項、及び四項に反する。

c. ECは、ブラジル国内の高度なインフレ及び為替相場の凍結等特別な事情を特に考慮しなかったこと、かつブラジルの輸出業者が申請する建設的な救済措置をとる可能性について検討しなかったため、これを規定する協定一三条に反する。¹⁸⁾

小委員会は一九九四年四月に委員会によって設置され、一九九五年六月に最終報告を提出した。¹⁹⁾ 小委員会は次のように認定した。

a. 「価格の比較に影響を及ぼす差異に對して考慮を払う」と規定する協定二条六項第二文は、価格決定に影響を及ぼす差異のみを考慮することを意味する。当該価格の価値は個々市場の貨幣によって表示され、為替相場の適用から独立するものである。為替相場は、比較可能な価格を共通貨幣に両替する単なる手法にすぎず、価格の比較に影響を及ぼす差異そのものではない。²⁰⁾ また、一九九四年のガット第六条の実施に関する協定二条四項一は協定二条六項の解釈に関連するというブラジルの主張は、ガット第六条の実施に関する協定というこの事件の付託事項の範囲外であることを理由にこれを退けた。²¹⁾

b. ブラジルの主張とは、①ECがMFAの義務に違反すること、かつ②MFAの義務が協定三条二項、三項、四項の義務を除外することであると理解する。①の主張は、この事件の附託事項の範囲外である。²²⁾ ②については、

MFA九条一項が規定する義務は強制的なものではなく、セーフガード措置がMFAによって行われたので、加盟国ができる限りMFAの目的の侵害に影響を及ぼす追加の貿易措置の適用を控えるようにと定めるにすぎない。さらに、損害の決定を取扱う三条二項、三項及び四項により、ダンピング輸入の価格及び数量の両方の影響ではなく、どちらだけが証明されれば、ダンピング輸入が影響を及ぼすと認定するに十分のものである。ECはブラジルの繊維の輸入は数量の影響ではなく、価格の影響があると認定した。したがって、ブラジルの主張を退けた。²⁴

c. 「先進加盟国は、この協定に基づいてダンピング防止措置をとることを検討する場合には、開発途上加盟国の特別な事情を特に考慮しなければならないことを認める」という協定一三条第一文は、義務の範囲を表す拘束力のある文言 (operative language) ではなく。こうした文言は、建設的な救済措置の適用を検討する義務を定めるその第二文においてのみ見出せる。ブラジルが主張する調整又は考慮を払うことはダンピング又は損害の調査段階に関連するものにすぎない。これに対して、協定一三条に規定する「建設的な救済措置」はダンピング調査が完了されたから始めて適用されるものである。

したがって、ブラジルの主張する調整はこの「建設的な救済措置」に該当しない。²⁵

上記検討した事件において、MFA とガットとの法的関係の問題が表面化しているのである。まず、香港の繊維に対する輸入制限措置に関する二つの小委員会報告から明らかになったように、法律上、MFAの下での輸入割当に関する二国間協定は、数量制限を一般的に禁じるガット一一条、数量制限の無差別適用を定めるガット一三条に違反し、また一九条に基づくセーフガード措置は無差別的に適用しなければならないのである。しかしながら、香港対ノルウェーの事件で見たように、締約国団によって採択された小委員会の報告書が実施されれば、ノルウェーと六カ国との間のVERsが侵害されるため、事実上それを執行することができなかった。結局、こうした

紛争も当事国間の V E R s の締結によって処理されたのである。²⁶⁾そして、米国対ポルトガルの事件においては、ポルトガルは M F A の非加盟国であるので、米国とポルトガルとの間の V E R s はガットの自由貿易原則に違反しているとも言える。この事件で明らかになったのは、先進締約国が M F A の枠外でも輸出自主規制を通じてガットの途上締約国の輸出繊維製品までも制限することができたことである。このように、輸出国はこれらの申立てを通じて、M F A、とりわけ低価格の繊維に対する輸入国の輸入制限措置が、ガットの自由貿易原則に反するものであると訴え、ガットから救済を求めると考えられる。しかしながら、たとえこれらの申立てが有利な決定を得られても、M F A をより自由化の方向へ変更することができず、事実上 V E R s の締結で処理されるしかないのである。

また、ブラジルの繊維に対する E C のダンピング防止課税の事件は直接にダンピングに関わる問題であるが、M F A に全く関連しない紛争ではない。というのは、ブラジルの当該の綿繊維は低価格という理由で既に M F A の下で E C によって輸入制限を適用されているからである。しかしながら、小委員会はこの事件が専らダンピングに関わる事件であり、したがって E C が M F A の義務に違反するというブラジルの主張を事件の付託事項の範囲外という理由で退けた。また、M F A 九条が、途上国の繊維に対して輸入数量制限を適用する先進国が他の貿易措置の適用を控えるよう努力する義務しか求めないので、拘束力を持つ条項ではないという小委員会の認定は、先進国の努力の義務を無意味にしたと言えよう。そのため、ブラジルの綿繊維が M F A の輸入制限を適用されるにもかかわらず、ダンピング防止税を課されるいわゆる二重的制限を課されるのである。また、途上国の特別事情（国内財政問題）を特別に考慮すべきであるというブラジルの主張に対する小委員会の解釈は、途上国に対するガットの態度を明確に反映するものである。すなわち、途上国に対するガットの政策は、単なる考慮や努力にとどまり、それはいかなる法的効力も持たないのである。また、この事件における事実として注目すべきことは、ブラジルの綿繊維

輸出は主に同国に直接投資をしているカネボウ、日清紡⁷⁷等、日系多国籍企業によって握られることである。このように、途上輸出国の利益にはここに投資している日系多国籍企業の利益が含まれ、そしてこれの利益関係は、先進輸入国に対する申立てまでに至った。言い換えれば、ブラジルはこの申立てを通じて、日系企業の利益をも代弁しているであろう。

小括

以上見てきたように、ガットは輸入増加による重大な損害から輸入国の国内産業の救済を図るため、一九条に定める緊急輸入制限措置を導入したのもかわらず、これはアメリカ及びEECの繊維輸入主要国に満足させるものではない。補助金やダンピング等競争を歪曲する形ではなく、単なる低価格で輸入されてきた、日本をはじめ、日系繊維企業が進出し、生産力を握っている香港、韓国、台湾等競争力の優れる特定輸出主要国の繊維製品を制限するために、輸入国は「市場攪乱」という概念をガットへ導入し、二国間交渉を通じて輸出国の結束力を分断することに成功した。これをもって輸出入主要国間の繊維貿易は、自由貿易の道からはなれ、多国間取決めという形をとった。「秩序のあるかつ管理の貿易」、いわゆる保護主義的貿易の下で置かれることとなった。

一方、こうした取決めはガットの傘下で設立されるものであり、ガットの下で付与された締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないという建前をとっている。輸出国は繊維貿易の紛争をガットに持ち出すことが可能なのである。しかしながら、既に検討してきたように、仮に輸出国が有利な勧告を与えられるとしても、結局、輸入国との二国間協定の形で紛争を処理するしかなかったのである。

以上見てきたように、ガットは輸入増加による重大な損害又はそのおそれから輸入国の国内産業の救済を図るため、一九条に定める緊急輸入制限措置を規定したにもかかわらず、これはアメリカ及びEEC等繊維輸入主要国に満足させるものではない。補助金やダンピング等競争を歪曲する形ではなく、単なる低価格で輸入されてきた、日本をはじめ、日系繊維企業が進出し、生産力を握っている香港、韓国、台湾等競争力の優れる特定輸出主要国の繊維製品を制限するために、輸入国は「市場攪乱」という概念をガットへ導入し、二国間交渉を通じて輸出国の結束力を分断するに成功した。これをもって輸出入主要国間の繊維貿易は、自由貿易の道からはなれ、多国間取決めという形をとった「秩序のあるかつ管理の貿易」、いわゆる保護主義的貿易の下で置かれることとなった。

一方、こうした取決めはガットの傘下で設立されるものであり、ガットの下で付与された締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないという建前をとっている。輸出国は繊維貿易の紛争をガットに持ち出すことが可能なのである。しかしながら、既に検討してきたように、仮に輸出国が有利な勧告を与えられとしても、結局、輸入国との二国間協定の形で紛争を処理するしかなかったのである。

第二章 先進国と途上国との利害関係

前章で、繊維貿易における先進国と途上国間の利害対立及び各グループ内部の矛盾を「国」の視点から検討してきた。しかるに、途上国の繊維産業の発展及びその輸出拡大は先進国の多国籍企業の進出に深くかかわっている。ここで述べる多国籍企業とは、海外へ直接投資し、子会社を設立する会社 (Multinational Corporation) に限らず、国境を超えて、外国における生産活動に携わる会社 (Transnational Corporation) も含まれる。繊維分野の中で、少数の

大手企業によって握られる人造繊維部門は、直接投資及び特許製法の貸与という海外進出の形態がよく見られ、一方衣類の部門は直接投資というより、商標の貸与、委託加工の方が活用される。後者については、デパート、輸入業者が主導権を握り、外国企業と委託加工の契約を結び、原材料の調達、製品のデザインからその流通、販売まで決定権を持っている。²⁸⁾ 本章では、今までに検討してきたような「先進国グループ」「途上国グループ」相互及びそれぞれ内部における利害対立並びに個別先進国と途上諸国との特惠関係を、繊維貿易の主要国である日本、米国及びEECに本拠を置く多国籍企業の動きとのかかわりで検討してみよう。

第一節 日本と途上国との関係

第二次世界大戦後、繊維産業は日本の経済成長を支える主要産業として発展してきた。五〇年代に綿紡績が急速な成長を遂げたこともあり、繊維産業は綿業を中心に、外貨獲得の最重要産業として六〇年代半ばまで発展し続けた。²⁹⁾ ただし、六〇年代半ばにおいて、国内の綿紡績資本の過剰化が進み、この産業の過剰生産圧力の高まりと過剰資本の顕在化が進行した。³⁰⁾ その上、国内での賃金の上昇が国産品の比較優位を弱体化させていた。一方、国際貿易において、輸入国における繊維産業の保護主義的傾向が強まっていくことが見られた。前述のように、米国、英国及びEECは、五〇年代の後半に入って日本からの輸出拡大をおける国内繊維企業の圧力によって、対日綿織維製品に輸出自主規制や輸入制限等の保護措置を適用してきた。さらに、既に第一章で考察したように、この時期にSTA、LTA等繊維の輸入を制限する国際取決めが登場し、日本の綿織維製品の輸出が制限されるようになった。この国内外状況に対応するため、日系の主要綿紡績企業は先進国による輸入制限の対象外でありながら、低賃金

労働力の豊富な途上国に生産拠点を新設し、自分たちの製品（自社ブランド製品）の比較優位を維持しようとする戦略を展開した。³¹ 五五年から六五年に至るまでは、綿紡独占資本の進出期である。五五年から六五年までに、鐘淵紡績、倉敷紡績、呉羽紡績、敷島紡績、大日本紡績、都築紡績、東洋紡績、日清紡績、富士紡績等「十大紡」のほとんどが直接投資を行っていた。その進出先は五〇年代において、主に重要な綿産国であるブラジルを中心とするラテン・アメリカ諸途上国であった。設置された現地法人は、一般にその資本規模が大きく、日本側持株比率の上でも一〇〇%近い高率持株の子会社形態をとった点で特徴的であった。³²

また、六〇年代に入って、香港、台湾、韓国、韓国の極東三地域とタイ、マレーシア、インドネシア等東南アジア諸国の外資導入政策が進められる中で、これらの国における直接投資の比重が多くなってきた。³⁴ とりわけ、香港への進出件数が多いことが見られる。というのは、後述のように、同国は六〇年に英国とのランカシャー協定の締結により、対英繊維輸出が調整されているが、それにしても、第三国よりも有利な特惠関税及び輸出割当が英国から付与されるため、英連邦への輸出の際に特惠関税、輸入割当を利用することができたからである。この時期には、VERsによって制限される日本に代わり、香港の綿繊維輸出は米国市場にも急増していた。このように、日系綿繊維企業は、韓国、台湾、香港の極東三地域や東南アジア諸国等の経由で、先進国市場へアクセスしはじめたと考えられる。³⁵

ところで、六〇年代において政府の手厚い保護を受ける日系人造繊維企業は六〇年代後半に入って生産力を増やし、特許に基づく独占体制と強力な系列生産・販売体制により既存繊維市場を侵食しつつ急成長を遂げてきた。³⁶ そして、六八年のCPA社のポリエステル特許の消滅等を前にして、日本の人造繊維部門は独占体制から競争体制に移行することになった。³⁷ 他方、停滞している綿繊維独占等他資本の投資を誘い、この分野における競争を一層激し

くすることとなった。⁽³⁸⁾これによって、国内の生産能力の過剰状況をもたらした。そこで、人造繊維企業はこの状況への処理のため、途上国への投資を進めることにした。例えば、東レ、帝人など先発組は競って韓国、台湾、香港等アジアに進出し、独占的地位の維持につとめた。⁽³⁹⁾人造繊維企業が繊維加工の中小企業と提携し、これに有力商社が参加するという方法が人造繊維企業に多く採用された。例えば、六八年の東レ・丸紅飯田・敷島防・ヤマトシャツによる台湾縫製事業への進出、六九年の東レ・伊藤忠・酒井織物・小松精練による人造繊維織布のタイへの進出、等である。また、有力商社が単独又は加工メーカーと組んで加工・販売分野に進出する事例も多くみられた。

その他、加工メーカーが台湾、韓国等にシャツの縫製、タオル、手袋等の小規模生産分野で単独又は共同投資を行っていた。これに対して商社や人造繊維企業による投資は、ASEAN諸国や、インド、パキスタンなどに比重を置いていた。これらの国に投資している日系企業はその繊維輸出に主導力を握り、米国及びEECへ進出を拡大した。⁽⁴⁰⁾丁度この時期において、対米国の韓国、台湾、香港、東南アジア諸国等途上国からの人造繊維製品の輸出が急増しているのである。⁽⁴¹⁾

ところで、七〇年代に入り、繊維貿易をめぐる状況はさらに変化し、日本繊維産業に影響を及ぼしていた。既に見てきたように、七二年に米国は日本に対して輸出自主規制に関する二国間協定を強いた。カナダも七一年に日本に対する繊維製品への輸入規制を適用していた。この両国は、日本の繊維輸出と引き換え、衣類輸出に大きなシェアを占めていた。⁽⁴²⁾この輸入制限によって日系企業の輸出市場が狭まれている。また、先進国、とりわけ米国の繊維企業の圧力の下で、綿繊維のみならず人造繊維を含めた繊維への輸入規制、いわゆるMFAが七三年に誕生した。その他、注目されることは、七一年八月から日本は途上国にGSPを供与しはじめたのである。⁽⁴³⁾これによって、途上国からの繊維製品の輸入関税は協定税率の1/2の水準に下げられているのである。

こうした動向を受けて、繊維企業の途上国への投資が一層拡大されていった。進出先の中で、アジアとりわけ台湾、韓国、香港の近隣三地域及びASEAN諸国への投資に偏している。直接投資を地域別にみれば、第一に、対韓投資件数が飛躍的に伸び、海外投資全体の二八・八%を占めている。第二に、韓国に台湾、香港を加えた近隣三地域の投資件数が全体の四一・八%に達し、第三に、東南アジア諸国への投資も二九・一%を占めており、この両地域を合わせると七割を越え、これらの地域が日系企業の主たる投資圏を構成していることが分かる。第四に、ブラジルを中心とするラテン・アメリカへの投資が依然、日系繊維企業の大きな投資市場を構成しており、この地域は綿産地だけに綿紡績系の現地生産が目的とされている。さらに、東洋レーヨン、帝人、旭化成、クラレ、三菱レイヨンの人造繊維大手五社の年代別、地域別直接投資の実績を見ると、七〇年から七六年までの時期にピークとなり、アジア地域を中心として四八件、次に中南米に九件、アフリカに六件、北米に四件、合計七十二件にまで達した。⁴³⁾

一方、香港、台湾、韓国の近隣三地域、東南アジア諸国及びブラジルの繊維産業における外国投資状況全体をみると、日系企業がほとんどの国で首位を占めており、そこで生産された製品は主に輸出向けのものであると指摘されている。⁴⁶⁾そしてこれらの国の繊維製品の地域別輸出実績を見ると、米国、EEC、カナダ及び日本に対する輸出額が上位であった。⁴⁷⁾このように、日系企業による現地生産は、米国、EEC、カナダなどの第三国市場へ輸出されることが多かったが、日本へ輸出するといういわゆる「逆輸出」現象も多く見られる。⁴⁸⁾

そして、七一年以降、日本のGSPを受ける国を見ると、韓国、台湾をはじめ東南アジア諸国、やブラジルは特惠対象国の首位を占めているのである。繊維製品の輸入に対する日本のGSPはかなり制限されており、また公表されるのは特惠適用輸入の国別内訳だけで、品目別国別内訳は一切明らかにされていない。ただし、韓国からの対日特惠輸出に関しては絹紡系、人造繊維織物、紡毛系、綿及び綿織物、メリヤス靴下、男子用外衣類、手袋、履き

物、帽子等の繊維製品が多いと指摘されている。⁶¹⁾ また、七六年A S E A N諸国からの対日特惠輸出における繊維製品の比率は、フィリピン一〇%、シンガポール一六%、インドネシア二七%、タイ二〇%であった。⁶²⁾ このように、日本の特惠待遇の受益国は近隣三地域及び東南アジア諸国と見えるが、その真の受益者は日系繊維企業や、繊維流通企業（卸、大手商社）であると考えられる。このように、海外市場の開拓を目的として東南アジア等における日系人造繊維企業の進出が活発に行われるようになったが、これは対米、E E Cの輸出という目標にかかげた進出でもある。

ところで、七五年以降日系企業を取り巻く貿易状況は重大な変動を見せた。国際貿易においては、既に見てきたように米国、E E Cを中心とする先進輸入国が、M F Aを通じて、綿繊維のみならず、人造繊維製品への輸入制限を拡大した。この時期において、日系企業の投資の中心である韓国、台湾、香港の極東三地域及びアジア諸国からの繊維製品の輸入急増を処理するため、七五年、七六年にE E Cは上記の輸出国それぞれと二国間協定を締結し、アジア諸国への輸入割当を削減し、A C P諸国及び地中海諸国にその割当を振り分けていたのである。そして、国内状況については、七五年以降日本繊維企業は、賃金増加及び円高等による国際競争力の低下、さらに過大な生産力をかかえる構造不況の深刻化という困難に直面していた。

以上の国内外状況に対応するために、日系の多国籍企業は、その経営戦略の再編成を行ってきた。その一つは、東南アジア地域における現地法人を自らの生産体系の中に位置づけ、これらの国における低賃金労働を不況回避の手段に取り組もうとするものであった。したがって、海外進出先を拠点としつつ、それまで以上に製品の日本への「逆輸入」が強化されつつある。その結果、日本は繊維輸出国から世界最大の輸入国の一つとなってきた。⁶³⁾ さらに、国際競争に対応できるように、国境を越えた広域の生産・供給システム——企業内国際分業体制——を作り出している

のである。例えば、東レは、東南アジア一帯に繊維の一貫生産体制を整備している東南アジア最大の二次製品コンバート Textile Alliance Ltd. (TAL) (香港) と七一年に資本提携し、これによって対米輸出をねらう同社傘下の合弁会社を設立した。さらに、TAL社と折半出資で設立したベンファイバー社によるマレーシアへのポリエステルステール工場建設を支援して、その製品ステールのタイ紡績工場などへの供給を行っていた。もう一つは、EEC先進国へのアクセスをもつ中進国へ事業を展開している。帝人によるスペインへのポリエステル工場の建設、旭化成によるアイルランドでのアクリル繊維製造、三菱レイヨンによるポルトガルでの同様品種の製造はその例である。このように、日系の多国籍企業は東南アジアを基礎としつつ、グローバルな展開を見せていったのである。⁵⁴⁾

この経営戦略は八〇年代後半に入り一段と活発化されていく。とりわけ、進出先の中心地域である極東三地域では、賃金上昇、EEC及び米国による輸入割当の削減など比較優位が失われてきたという状況を受けて、日系多国籍企業のみならず、現地法人企業も、国際競争を勝ち抜くため、MFAの規制に制限されおらず、労働賃金の優位なアジア諸国（スリランカ、中国、タイ、インドネシア）や以下検討するEECの特恵圏（地中海諸国、東欧諸国、ACP諸国）、米国との特恵圏（メキシコ、カリブ諸国）へ生産拠点を移動し、あるいは新設する動向が一層強まっている。これは、世界各国の繊維製品輸出実績に反映されている。例えば、六〇年代、途上国の対先進国輸出における香港のシェアが七五%を占めていたが、七〇年代五〇%に減少し、そして八〇年代に三〇%に転落した。これに対して東南アジア、東アジア諸国のシェアは七五%と安定している。⁵⁵⁾

以上見てきたように、途上諸国の繊維産業の生産、輸出の動向は、日系企業の進出、投資状況をも反映するものである。七〇年代後半までに、日系多国籍企業は、韓国、香港及び台湾の極東三地域を主要な進出拠点にしていたが、七〇年代後半以降、東南アジア諸国へ生産を拡大し、そこから米国やEECへの輸出を進めていた。また、極

東三地域をはじめ、東南アジア諸国等の繊維輸出主要国の繊維製品の生産、輸出拡大には、そこに投資している日系企業が主役を演じているのである。したがって、S T A / L T A 及び M F A の交渉における途上輸出主要国の主張は、自国に進出している日系企業の利益を代弁するものでもあると言えよう。また、国内産業の保護を図って、韓国、台湾、香港を中心に途上輸出主要国の輸出を制限する E E C 及び米国の政策の背後には、E E C 及び米国の繊維産業と日系多国籍企業との競合、利害対立が存在しているのである。このような矛盾はまさに繊維貿易をめぐる先進国対途上国の利害矛盾となって表面化していたのである。

第二節 E E C と途上国との関係

既に見てきたように、英国、フランス、イタリア等構成国の国内企業から圧力をかけられた E E C は、ガット成立後まもなく米国同様、日本及び香港、韓国、台湾等、途上輸出主要国からの繊維製品輸入を制限してきた。国内産業が S T A / L T A 及び M F A の下で保護されていたのは、その結果であった。一方、こうした保護主義的な協定は主に途上国を対象にしたので、E E C 及び米国市場へアクセスする際の輸入規制を受けず、八〇年代前半までに先進国の中で低賃金の優位をもつイタリアは、繊維輸出主要国として台頭してきた。七八年七九年と二年連続して、世界最大の純輸出国となった。⁶⁹⁾ また、先進国の繊維保護政策は、国内産業における最も競争力の弱い中小企業(主に下請け企業)や労働者を低価格の繊維製品の輸入競争から保護してきた。

ただし、見てきたように先進国は M F A をもって途上国、とりわけ台湾、香港、韓国等輸出主要国からの輸出をある程度削減することに成功するにしても、それを完全に制限することはできず、その一方国内の賃金コストの上

昇が止められなかった。これに対応するには、EEC構成国の繊維大手企業は、EECと特惠関係をもつ途上国に生産拠点を新設し、現地企業と合併や下請け契約あるいはライセンス契約を結び、自社ブランド製品の比較優位を支持しようとしている。

その一つは、ACP諸国を対象とするロメ協定による特惠待遇である。前述のように、七五年にEECはACP諸国とロメ協定を締結し、一方的特惠待遇を付与することを約束した。特惠対象であるACP諸国産の繊維製品は、EEC市場へ輸出される際に一定量までの関税が免除される。また、ACP諸国は、MFAの下での輸入割当量よりも高く輸入割当を配分されている。ただし、特惠待遇を受益するために、ACP諸国産の繊維製品は厳格な原産地基準に適合しなければならない。⁶¹⁾ すなわち、製品の付加価値の五〇%以上が、ACP諸国において生産されなければならない、又はACP諸国あるいはEEC産の原材料によって製造されなければならないのである。⁶²⁾ こうした原産地規定は、第三国の産品が特惠待遇を享受し得ないように確保しているのである。

二つ目は、七〇年代後半、EECがエジプト、モロッコ、チュニジア、ギリシア、及びトルコの地中海諸国それぞれと締結した二国間特惠取決めである。これにより、地中海諸国産の繊維製品がEEC市場へアクセスする際に、一定量までの関税免除等の関税特惠を享受し、多くの製品カテゴリーが輸入割当によって制限されず、またあるカテゴリーが輸入割当を課される場合でもMFA輸入割当を越える輸入割当量を与えられる。⁶⁴⁾ さらに、EECの原材料によって加工され、EECに再輸入される製品は正常の割当と別項の委託加工輸入割当を認められるのである。⁶⁵⁾ このような特惠待遇は地中海諸国のみならず、東欧諸国にも適用されている。例えば、七九年に、EECはユーゴスラビア、チェコスロバキア、ルーマニア及びハンガリーそれぞれとの二国間協定を締結した。⁶⁶⁾

さらに、EECが八二年に海外委託加工に関する規制を設けるまで、その加盟国は繊維産業に対して個別の政策

を適用してきた。例えば、ドイツは海外委託加工を促進するために、七〇年代の半ばから既に次のような奨励政策を実施していた。すなわち、ドイツ産の織物や原材料によって海外で加工され、ドイツに再輸入される製品は、まずその原材料の部分を免税され、そして加工製品自体が低関税を適用され、さらに委託加工による輸入が上記の規制の割当と別枠の割当を配分されるという三つの待遇を受益するのである。⁶⁸⁾

こうした途上国に対する差別的な特惠待遇は、途上国からのEECへの繊維輸出実績において反映されている。⁶⁹⁾ 七六年から七九年までの時期における対EEC輸出を地域別にみると、香港、台湾、韓国等、MFA枠内の二国間協定によって規制される途上国からの平均輸出増加率は二・三%であったが、ギリシア、トルコ等地中海諸国のそれは七・四%、またACP諸国のは七・七%であった。さらに、EEC諸国に比べて賃金コストが安く、アジア諸国よりも有利な割当を獲得しているポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア等東欧諸国からの繊維輸出が急増していたのである。⁷⁰⁾

これらの特惠受益国の輸出増加には、EEC系企業が重要な役割を果たしているのである。ACP諸国、地中海諸国及び東欧諸国のEECへの繊維製品の輸出には、EEC系企業による委託加工形によるものが主な比重を占めていた。⁷¹⁾ 例えば、八六年及び九一年の統計資料をみると、対EEC輸出における委託加工形の比率がアジアわずか一・一%及び〇・三%であったが、地中海諸国五・五%及び七・六%であった、また東欧諸国六七%及び七九・七%まで占めている。⁷²⁾ とりわけ、ユーゴスラビアの場合には七三・七%及び七五・七%であり、同国の輸出は主に委託加工形によるものであった。⁷⁴⁾ しかし、EEC系繊維企業による直接投資がないわけではない。

EEC系企業の海外進出状況を構成国別で見れば、フランスの繊維企業の途上国への進出は主にACP諸国である。例えば、アフリカにおける繊維産業の最大国であるコートジボワールにおいては、フランス企業の四〇社が直

接投資しており、カメルーンの繊維設備の資本の七〇%がドイツ企業と提携する形で、直接投資している。その他、フランス系アパレル企業は、地中海諸国に海外委託加工を行っていた。⁷⁷⁵そして、E E C諸国の中で繊維産業が最も優れているドイツ及びイタリアの繊維輸入においては、両国の多国籍繊維企業と特惠受益国との関わりが明確に現れているのである。

ドイツ繊維企業は、アジア諸国からの低価格繊維製品の輸入増加に対応するため、七〇年代の半ばから、海外での生産拠点の新設や、現地企業と下請け契約を結ぶことなど活発に海外進出を進めていた。七〇年代半ばにおいて、ギリシヤ、スペイン、ポルトガル等ヨーロッパ諸国への進出は直接投資件数の三分の二を占めていた。残りは、北米、ブラジル及び南アフリカである。そして、技術移転の形での投資は主にアフリカ諸国で行われる。⁷⁷⁶七四年から七五年に至るまで、ドイツの一〇〇の繊維企業（国内繊維企業の四五%）及び一二五のアパレル企業（国内アパレル企業の七〇%）が海外で生産を行っていた。⁷⁷⁷現地企業と下請け契約を結び、海外委託加工を行うことはドイツ企業の典型的な進出方法である。とりわけ、上述した政府の関税優遇措置を受ける委託加工は盛んに行われた。その進出先は、主にユーゴスラビアやスペインの地中海諸国、ハンガリー、ポーランド、及びルーマニアの東欧諸国である。⁷⁷⁸例えば、七四年にドイツの海外委託加工形における東欧諸国のシェアは八五%余であつて、その中でユーゴスラビアが五〇%以上を占めていた。⁷⁷⁹九〇年代に入ってもこの形態は、ドイツ多国籍企業の海外進出に重要な役割を果たし続けている。九〇年に、対ドイツ繊維製品の輸入において、委託加工によるものは五〇%程度占めており、⁷⁸⁰その中でユーゴスラビアからは三分の一を占め、残りの半分は東欧諸国からであった。⁷⁸¹このように、八九年から九一年までの短期間において、東欧諸国からの輸入が一〇〇%以上増加した一方、ギリシヤ、スペイン及びポルトガルからの輸入も二五%増加した。⁷⁸²この委託加工を通じて、ドイツ繊維産業もまた多くの織物を輸出す

ることができたのである。ドイツの対東欧諸国繊維輸出が、八〇年の九・七%から九〇年の一四・一%まで増えた。⁽⁸⁴⁾これに対して、EEC構成国の中で最大の繊維輸出国であるイタリアの場合には、その企業の八〇年代までの直接投資が主に輸出補助のためであった。進出先は主にEEC地域内及び米国であった。この時期、イタリアの賃金は他の構成国のそれより安く、またMFAによる制限もなく、イタリアの繊維業界全体は優位を維持してきた。そして、アジア諸国からの低価格繊維製品の輸入拡大に対処するために、大手繊維企業は主に国内下請け企業に依存し、付加価値の高いファッション品、高級品にシフトする方法をとっていた。⁽⁸⁵⁾しかしながら、八〇年代後半から繊維貿易をめぐる状況が変わりつつあった。工業化が進むにつれイタリアは賃金コストの高い国となったのである。⁽⁸⁷⁾そして、アジア諸国のみならずドイツ等先進国からも競争圧力が迫ってきた。アジア諸国の繊維製品の質がより高まる一方、ドイツ企業み政府の海外委託加工の奨励政策の下で特惠制度の受益国に進出し、そこでの低賃金労働力を利用して競争力を強めていった。⁽⁸⁸⁾これを受けて、九〇年代に入りイタリアの大手繊維企業はコスト削減で優位を維持しようと、地中海諸国、東欧諸国への直接投資や委託加工形の海外進出を増大させた。⁽⁸⁹⁾

以上検討してきたように、EEC地域内の繊維産業は、日本をはじめ、日系企業の進出している韓国、香港、台湾の極東三地域等輸出主要国との繊維貿易をめぐる競争において、政府の交渉力を利用し、こうした国からの繊維輸入をMFAの二国間協定によって制限することに成功した。一方、日系多国籍企業との競合において生き残りために、ドイツ系企業をはじめEEC系繊維大手企業がEECとの特惠関係を有するACP諸国、地中海諸国及び東欧諸国へ進出し、多国籍化の途に乗り出していくようになっていく。言い換えれば、ACP諸国、地中海諸国、東欧諸国に付与するEECの繊維特惠は、第三国の産品を排除する厳格な原産地規定によってEEC系多国籍繊維産業のこれらの地域への進出や、委託加工による比較優位を強めているのである。

また、前節で見てきた、繊維貿易をめぐる先進国対途上国の利害対立、そして途上国を差別するEECの特恵政策によって深まる、新輸出国対既存輸出国、輸出小国対輸出主要国の対立は、実に多国籍企業間の競争及びそれらの経営戦略をも反映するものであるとも言えよう。

第三節 米国と途上国との関係

既に見てきたように、米国の繊維産業は五〇年代から政府に圧力をかけ、日本及びアジア諸国を中心とする海外からの輸入によって引き起こされる競争から保護されようとし続けてきた。六〇年代後半までに、米国の大手繊維企業は主にカナダ及び西欧諸国へ直接投資していた。⁹⁰⁾

ところが、国内生産コストが増加しながら、低価格の繊維製品の輸入が拡大してくる中で、国内繊維企業とりわけ、縫製企業の自国市場におけるシェアが段々減少していくのである。⁹¹⁾一方、既に見てきたように、日系多国籍企業及びヨーロッパ系多国籍企業は、このような状況への対応として、低賃金労働力の優勢をもつ近隣諸国や特惠圏諸国（日系企業や香港企業はアジア近隣諸国へ、ヨーロッパ企業はACP諸国、地中海諸国及び東欧近隣諸国への進出）へ生産拠点を新設し、現地企業と合弁や、下請け契約、あるいはライセンス契約を結び自社ブランド製品の比較優位を維持しようとしている。⁹²⁾米国企業もこの競争圧力によって、七〇年代に入って途上国への進出に乗り出していた。少数の大手企業が生産力を握り、高い集中度のある人造繊維部門において、米国企業が西欧諸国から撤退して、ラテン・アメリカ諸国を中心に直接投資を促進する傾向が見られる。例えば、E.T. Du Pont de Nemours & Company はアルゼンチン、ブラジル及びメキシコに子会社や合弁会社を設置した。Celanese Corporation はブラジ

ルに二社、ペルーに一社を設置し、メキシコで合弁会社を設けた。⁶³⁾ 八二年において、米国の繊維企業の中に五九社がメキシコ、ベネズエラ、ブラジル、フィリピンなどを中心に、世界各国に二三四の子会社や工場を所有していた。⁶⁴⁾ 世界最大の米国系繊維企業であるLewis Straussが、アルゼンチン、ブラジル、チリ、ホンジュラス、グアテマラ、コスタリカ、メキシコ、エルサルバドル、ペルー、香港、マレーシア、フィリピン、シンガポール等世界各国で四一の子会社を所有している。大手多国籍繊維企業であるBlue Bellは、ラテン・アメリカを中心に、四一のライセンスを通じて、自社ブランド製品である“Wangler”“Janzen”という製品を生産している。⁶⁵⁾ このような海外への進出の形態は直接投資よりも、メキシコや、カリブ諸国の現地企業と下請け契約を結び、米国産の原材料の供給によって、委託加工を行う形態の方が多く見られる。⁶⁶⁾ その重要な要因は、米国企業の受入国に対する特惠待遇の政策によるものである。

まずは、関税表アイテム八〇七 (Item 807 of the Tariff Schedules) の委託加工品に対する関税待遇である。この条項の下では、米国企業が国産の織物等原材料、部品を用いて海外で製品の委託加工を行い、完成品を再輸入する場合に国産の原材料及び部品に対する関税が控除される。ただし、この関税待遇を受けるためには、用いる原材料及び部品は次のような条件を満たさなければならない。①さらなる製造の必要がなく、組み立てるに整った状態である、②形状、状態等、完成品における物理的な特徴を失わないこと、③洗濯、塗装等のような付随工程や組み立てを除き、海外で価値の高め、又は状態の改善がされないこと、である。メキシコは、このアイテムの最大受益者である。その背後には、特定途上国への支援政策を通じて、自国の繊維産業を促進する米国の以下の通商政策が見られる。

次に、カリブ諸国への特惠待遇である。既に述べたの⁶⁸⁾ように、八四年に米国はカリブ海域経済復興法

(CBERA)を制定し、カリブ諸国⁽⁹⁴⁾に対して一方的特惠を付与していた。繊維はCBERAの適用対象の範囲外であったが、八六年二月二〇日に、米国大統領は、CBERAの受益国からの特定繊維製品(織物及び糸を除く)の輸入に対する新たな特別アクセスプログラム(Special Access Program-SAP)を公布した。このプログラムは次の二つの輸入割当を構成する。その一つは、*guaranteed access levels-GAL*である。その対象は、米国産の繊維、裁断済みの織物及び部品によって加工されるカリブ諸国繊維製品である。もう一つは、*Specific Limits-SLS*である。その対象としては、米国産の繊維、裁断済みの織物及び部品のみならず他の部品によっても加工される繊維製品である。この特別アクセスプログラムを受けるために、カリブ諸国は米国と二国間協定を締結しなければならなかった。国産の織物で裁断される部品の使用を促進するため、米国はカリブ諸国に対して、一般的にSLSの割当よりも、GALのそれを多く与えるのである。また、GALやSLSによる輸入割当は二国間交渉の下で増加されることが可能である。このように、米国市場へアクセスする際、MFAの下での輸入割当によって制限されている韓国、香港、台湾等アジア諸国からの輸出と異なり、カリブ諸国の繊維製品がより有利な市場アクセス条件を付与されている⁽⁹⁵⁾。

また、米国税調整表アイテム九八〇二・〇〇・八〇(US Harmonized Tariff Schedule—HTS Item 9802.00.80)その前身は関税表アイテム八〇七である)の生産分担条項(*product sharing provision*)⁽⁹⁶⁾ 米国産の構成品や部品を使用して海外で加工され、米国へ再輸出される製品に対して次のような関税待遇を与える。すなわち、その製品に占める米国産の部品、構成品への関税が控除され、製品自体にも低関税率が適用されるのである。これにより、SAPの下で米国へ輸入されるカリブ諸国の繊維は市場アクセスのみならず、関税待遇も受けているのである。米国は、八六年にジャマイカとSAPの下での繊維に関する二国間協定を締結し、その後、コスタリカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ハイチ、トリニダッド・トバゴとGAL協定を締結した⁽⁹⁷⁾。その結果、八七年に、米国の繊維製品の輸入

におけるアジア諸国のシェアが減少した一方、アイテム八〇七の下でのカリブ諸国のそれが急増し、ドミニカ共和国、ジャマイカ、コスタリカ、エルサルバドル及びハイチがその首位を占めたのであり、しかもこうしたカリブ諸国からの輸入は主に米国系繊維企業の委託加工によるものであった。さらに、九一年に対米国の繊維製品の輸出先の中で、カリブ諸国はヨーロッパ地域を越えて、アジア及び北米地域(カナダ、メキシコ)に次いで第三位を占めた。

以上のように、カリブ諸国で委託加工を行う米国の多国籍繊維企業は二つのメリットを獲得することができるのである。その一つは、自らの織物の輸出を拡大することができる。二つ目はカリブ諸国での委託加工を通じて、生産コストを削減でき、アジア諸国からの繊維輸入との競争ができたのである。

次に北米自由貿易協定、North American Free Trade Agreement—NAFTAである。九四年に、NAFTAは米国、カナダ及びメキシコの加盟で発効した。NAFTAは、次のような規定から構成される。第一に、関税及び輸入数量制限の削減、撤回に関する規定である。第二に、原産地に関する規定である。要するに、ある製品が自由貿易待遇を受けるためには北米の原材料を一定比重用いることにより製造されなければならないのである。その目的は、第三国産の製品がNAFTAの特恵を受けることを阻止することにある。第三に、セーフガードに関する規定である。すなわち、加盟国からのある製品の輸入によって国内産業が重大な損害を与えられる又は与えられるおそれがある場合に、輸入国は緊急輸入措置の適用を認められるのである。緊急輸入措置は最恵国待遇の関税率までの関税引き上げ及び輸入数量制限によって行うことができる。ただし、原産地の規定に適合している製品には、輸入数量制限を適用してはならないのである。

そして、MFAの下でメキシコの繊維製品に適用する米国及びカナダの関税は、NAFTAが発効する時点から

一〇年の間に撤回される⁽¹¹⁴⁾。また、米国はメキシコに対してMFAの下での輸入割当をNAFTAの発効時点から撤回するが、これは原産地規定に適合する製品に限るのである⁽¹¹⁷⁾。NAFTAの関税特恵を受けるために、繊維製品は基本的に“*Yarn forward*”という原産地基準を適合しなければならない⁽¹¹⁸⁾。すなわち、加盟国産の繊維、織物によって加工される製品は自由貿易の取扱いを受けられるが、第三国の繊維、織物によって加工される製品はこの原産地の規定に該当しないのである。ただし、絹、ツイード等米国で通常生産されていない織物によって加工される製品は一定のレベルまで関税を免除される⁽¹¹⁹⁾。また、第三国の原材料によって北米で製造される特定の繊維、織物及び衣類は、一定量まで関税特恵を受けることができる、いわゆる関税割当である⁽¹²⁰⁾。

米国の繊維業界は、この協定の締結を支持した⁽¹²¹⁾。アジア諸国からの低賃金による低価格繊維製品の輸入に悩まされてきた米国の繊維業界はメキシコの加盟により、次のような利点を獲得することができる。その一つは、メキシコの低賃金労働力の利用により、繊維製品、とりわけ労働集約を特徴とする衣類の加工においてコスト減少のできる⁽¹²²⁾のである。また、加盟国の間では、米国の繊維生産は比較的優れている⁽¹²³⁾。したがって、上述した厳格な原産地の規定の下で関税特恵を受けるために当該産品は、アジアや、ヨーロッパ諸国産の繊維の代わりに、米国産の繊維、織物によって作らなければならない⁽¹²⁴⁾。よって米国産の繊維、織物の需要が拡大される。これはその二つ目の利点である。このように、米国の繊維業界は、ヨーロッパ諸国や、韓国、台湾、香港を中心とするアジア諸国の輸出を制限することができる、言い換えればヨーロッパ系、アジア系の多国籍繊維企業の競争から保護されるのである。

小括

以上見てきたように、五〇年代に入り日本繊維企業による低価格の綿繊維の輸入増加は、先進国の繊維産業を脅かすものとなった。しかしながら、このような低価格の輸入増加に対しては、厳格な条件付きのガット一九条の援用が先進国の繊維産業の要請を満たすものではなかった。そこで、国内繊維企業による圧力の下で米国、EECなどの先進国は、ガットに反する形で日本の繊維を中心に繊維製品の輸入を制限する単独の政策を適用していた。これに対応するために、日系企業は五〇年代半ばから低賃金労働力の豊富な途上国である韓国、香港、台湾の極東三地域や、東南アジア諸国、ブラジル等に生産拠点を新設し、現地企業と下請け契約を結び委託加工を行うこと等国境を超えて海外へ進出、企業の多国籍化という経営戦略を採用し、先進国の輸入規制及び国内不況を乗り越えようとした。その結果、日系多国籍企業が主導権を握っていた極東三地域、東南アジア諸国及びブラジルの繊維輸出は、米国及びEECの市場において、二国間協定や輸入制限措置によって制限された日本の輸出の代わりに増大していったのである。そこで、米国、英国やEEC等はこうした新輸出国に対して輸入数量制限に関する二国間協定を締結しようという手段を用いた。しかしながら、香港が米国の要求を拒否したように、先進国が個別に適用した保護政策は必ずしも成功したわけではなく、繊維輸出国の輸出全体の制限には効果を見せておらず、対先進国輸出の流れを調整することにしかならなかったのである。

そこで、米国は無差別原則に反し、「低価格」を基準とする「市場攪乱」の概念をガットに導入し、その上で、EECの市場を開放し、日本及び日系企業が進出するアジア諸国の綿繊維を中心に適用する輸入制限を正当化しようと、綿繊維貿易を「市場攪乱」を基礎とする多角的管理制度の下に置くことを主張した。このような多角的管理制

度を成立させるため、米国は輸出主要国と輸入割当に関する二国間協定を締結する方法で、途上国のブロックを分断した。途上国は、このような保護体制に一旦反対してはいるが、その交渉力は弱く、内部には輸出主要国対輸出小国、新輸出国対既存輸出国の対立も存在しており、一致したグループではなかった。その結果、ガットの傘下で低価格綿織維製品の輸入を制限するS T A、L T Aが誕生した。これをもって、織維貿易は自由貿易の道から離れ、多国間取決めという形をとった「秩序のあるかつ管理の貿易」、いわゆる保護主義的貿易の下で置かれることとなった。

ところで、六〇年代後半に入り、日系企業は政府の援助政策の下で人造織維の開発に成功し、ブラジルや、アジア諸国を中心に海外への進出を盛んに行い、上記の綿織維製品に対する輸入規制を乗り越えていった。米国及びE Cの国内産業は日系企業及び日系多国籍織維企業が輸出の主導権を握る途上国の人造織維に対して輸入制限の圧力を政府に働きかけた。その結果、七四年に人造織維を含む全ての織維製品に適用するM F Aが登場した。

このような日本並びに、日系多国籍企業の利益に深く関連するアジア諸国による低価格製品の輸出をS T A / L T A、M F Aによって制限する一方、E E C及び米国はそれぞれの特恵ブロック（E E Cの場合はA C P諸国、地中海諸国、東欧諸国への特恵、米国の場合はカリブ諸国、N A F T A）を設立し、特定の途上国に差別的な織維特恵を付与している。このような特恵政策はそれらの織維企業がアジア諸国による低価格織維の輸出に対応できるような効果がある。E E C（とりわけドイツ）及び米国系大手企業は、特恵対象国へ進出し、コスト削減で自らの市場占拠率を維持しようとした。こうした多国籍企業の動きの下で、アジア諸国の対E E C、米国織維輸出が減少していくのに対して、E E Cの特恵ブロックであるA C P諸国、東欧諸国及び地中海諸国と、米国との特恵関係を有するカリブ諸国は織維輸出を拡大するようになった。また、この差別的な特恵政策は、特恵受益国とそうではない途

上国間の利害対立を作り出したのである。

以上明らかにしたように、繊維貿易をめぐる「先進国グループ」「途上国グループ」の相互・内部の利害対立が多国籍企業の経営戦略、その動き及び多国籍企業間の利害対立と深く絡んでいるのである。米国やE E C等の先進国と、日本をはじめアジア諸国やブラジル等途上輸出主要国との利害対立の裏側には、米国、E E C系多国籍企業対日系多国籍企業の利害対立が存在している。これは、ブラジル対E E Cの綿織維製品のダンピング防止課税事件で明らかになった。その意味で、先進国、途上国の今までの政策や主張の多くは、多国籍企業の利益を代弁するものであるとも言えるであろう。

また、以上見てきたように、S T A / L T A 同様、M F A とガットとの法的関係の問題は、途上国がガットの紛争解決委員会に持ち出した事件においても現われている。L T A 及びM F A には、こうした取決めが加盟国のガットの下での権利及び義務を与えないとした。しかしながら、途上国は低価格の繊維製品に対する先進国の輸入制限措置がガットの自由貿易原則に反するものであると訴え、ガットから救済を求める際、たとえこれらの申立てが有利な決定を得られても、M F A をより自由化の方向へ変更することができず、紛争が事実上V E R S の締結で処理されるしかなかったのである。

注

- (1) B I S D 20S/237.
 (2) *Ibid.*, paras. 3, 4.
 (3) *Ibid.*, paras. 5-7.

- (4) *BISD 27S/119.*
- (5) *Ibid.*, para. 5.
- (6) *Ibid.*, para. 14(b).
- (7) *Ibid.*, paras. 15,16.
- (8) *Ibid.*, para. 17.
- (9) *BISD 30S/129.*
- (10) *Ibid.*, para. 31.
- (11) Robert E.Hudec, *Enforcing International Trade law*, Butterworth, 1993, (以下「Robert E. Hudec, *Enforcing International Trade Law*」略す)
 十) Complaint 144, p. 528.
- (12) *Ibid.*
- (13) GATT, Restricted ADP/137 Special Distribution, http://www.wto.org/english/traop_e/dispn_e/gt47ds_e.htm.
- (14) *Ibid.*, paras. 5,6.
- (15) 残りの六つ輸出業者に対するダンピングの価格差の算定は上記のサンプル輸出業者の算定結果の加重平均に基づいた。また非協力的な輸出業者のダンピングの価格差の算定は可能な事実に基づいて行われた。*Ibid.*, para.7.
- (16) また、ECはカナボウに対して、クルザードの実際統計を用い、残りの二者に対して月末の公的為替相場を用いて、ダンピングの価格差を算定した。同年一〇月、十一月、十二月において、ECはこの期間中、国内販売が通常の商取引によって行われていなかったため、日清紡及びカナボウに対し生産費に基づいて正常の価額を算定した。*Ibid.*, paras. 8-10.
- (17) GATT, Restricted ADP/137 Special Distribution, paras.1,2.
- (18) *Ibid.*, para. 11.

- (19) *Ibid.*, paras. 2-4.
- (20) *Ibid.*, para. 494.
- (21) *Ibid.*, para. 496.
- (22) *Ibid.*, para. 539.
- (23) MFA 第九条一項は次のように規定する。すなわち、「この取決めに定められるセーフガードについては、加盟国はできる限りこの取決めの目的を侵害するような影響を与える付随的な貿易措置の適用を自制するようにならなければならない」。
- (24) GATT, *Restricted ADP/137 Special Distribution*, paras. 541-544.
- (25) *Ibid.*, paras. 582-585.
- (26) Robert E Hudec, *Enforcing of International Trade Law*, Complaint 84, p. 471.
- (27) 日清紡が一九七四年にブラジルに進出し、繊維分野における日本多国籍企業である。http://www.nissinbo.co.jp.
- (28) United Nations Centre on Transnational Corporations, *Transnational Corporations in the Man-made Fibre, Textile and Clothing Industries*, New York, 1987 (以下、'Transnational Corporations in the Man-made Fibre, Textile and Clothing Industries' と略す), pp. 46-64.
- (29) 日本の繊維産業の発展については、'とりあえず' All Japan Cotton Spinner's Association, *The story of the Japanese cotton textile industry*, 1957; Michael Smitka, *The textile industry and the rise of the Japanese economy*, New York: Garland Publishers, 1998 を参照。
- (30) *Ibid.*
- (31) 藤井光男「繊維産業における海外直接投資—日本の多国籍企業の展開—」『経済』一九七八年一月号(以下、藤井光男「繊維産業における海外直接投資—日本の多国籍企業の展開—」と略す)、九三—一〇六頁。
- (32) 六〇年代における日本の主要繊維企業による海外投資は次の表によって表示された。
- (33) 武和輝「わが国繊維産業と海外投資」『海外投資研究所報』八巻三号 一九八二年(以下、武和輝「わが国繊維産業と海外投

- (36) 佐藤秀夫「国際競争と対外直接投資―戦後日本の繊維産業を事例として―」、四七頁。
- (37) 同上。
- (38) 藤井光男「繊維産業における海外直接投資―日本の多国籍企業の展開―」、八八頁。
- (39) アジア経済研究所編『発展途上国の繊維産業』、五三頁。
- (40) 藤井光男「繊維産業における海外直接投資―日本の多国籍」と略す)、一六頁。その他、アジア経済研究所編『発展途上国の繊維産業』アジア経済研究所 一九八〇年(以下アジア経済研究所編『発展途上国の繊維産業』)を参照。
- (34) 同上、一七頁。
- (35) 前掲注32。

主要綿紡企業の海外進出事例 (五五一六五年)

| 企業名 | 進出先 | 許可年 | 資本金 (千ドル) | 日本側 比率 (%) | 備考 |
|-------|---------|-----|--------------|---------------|---|
| 鐘淵紡績 | ブラジル | 56 | 2,200 | 73 | |
| 倉敷紡績 | ブラジル | 57 | 4,295 | 95 | 毛紡績加工 |
| 呉羽紡績 | エルサルバドル | 55 | 4,000 | 90 | |
| 敷島紡績 | オーストラリア | 59 | 381 | 50 | 野村貿易と折半 出資同上 |
| | ケニア | 62 | 627 | 50 | |
| | タイ | 64 | 3,058 | 50 | |
| 大日本紡績 | ブラジル | 60 | 350 | 100 | 丸紅(30%)と共同 三井物産と共同 コール天製造 メリヤス |
| | マレーシア | 61 | 1,000 | 40 | |
| | 香港同上 | 61 | 350 | 70 | |
| | | 63 | 210 | 45 | |
| 都築紡績 | ブラジル | 60 | 2,678 | 100 | |
| 東洋紡績 | ブラジル | 55 | 5,120 | 100 | シャツ製造 丸紅と共同 |
| | セイロン | 58 | 165 | 30 | |
| | 香港 | 62 | 2,100 | 50 | |
| | コスタリカ | 65 | 1,052 | 40 | |
| 日清紡績 | 香港 | 60 | 525 | 40 | 日綿(10%)と共同 |
| 富士紡績 | エチオピア | 63 | 5,034 | 30 | 丸紅と共同 |
| 海外紡績 | ナイジェリア | 63 | 1,960 | 60 | 大手10社の共同出資 |

(出所) 重化学工業通信社編『海外投資・技術輸出要覧』一九七〇年版、『海外進出企業総覧』一九七三年版より作成、佐藤秀夫「国際競争と対外直接投資―戦後日本の繊維産業を事例として―」東北大学研究年報『経済学』一九七八年一〇月 四〇巻二号(以下、佐藤秀夫「国際競争と対外直接投資―戦後日本の繊維産業を事例として―」と略す)、四三頁。

ガット/WTOにおける発展途上国の位置の変化(二) (vu Thi Hong Minh)

- (41) 籍企業の展開―、九八頁。
- (42) 同上。
- (43) 七〇年前後における対米衣類輸出は全体の約六〇%を占め、カナダも資本主義諸国の中では米国に次いで第二位を占めていた。佐藤秀夫「国際競争と対外直接投資―戦後日本の繊維産業を事例として―」、四九頁。
- (44) 日本貿易会貿易研究所編著 岡茂男監修『一般特恵関税制度の経済効果』日本関税協会 昭和六〇年(以下、『一般特恵関税制度の経済効果』と略す)、一四四頁。
- (45) 繊維産業年次別海外直接投資(1970年―1974年)(単位件)
藤井光男「繊維産業における海外直接投資―日本の多国籍企業の展開―」第14表、一〇〇頁。
- (46) 佐藤秀夫「国際競争と対外直接投資―戦後日本の繊維産業を事例として―」第13表、五二頁。
- (47) アジア経済研究所編『発展途上国の繊維産業』、五五頁。

| 投資地域 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 合計 | |
|----------|----|----|----|-----|----|-----|----------|
| 近隣三地域 | 6 | 12 | 12 | 44 | 10 | 84 | |
| 韓国 | 6 | 3 | 2 | 5 | 3 | 19 | 122 |
| 台湾 | 2 | 4 | 8 | 3 | 2 | 19 | (41.8) |
| 香港 | 5 | 4 | 3 | 3 | 5 | 20 | |
| ASEAN 諸国 | - | 4 | 1 | 1 | 1 | 7 | |
| タイ | 4 | 6 | 2 | 9 | 5 | 26 | 85(29.1) |
| シンガポール | 1 | 1 | 2 | 4 | 7 | 14 | |
| インドネシア | 1 | 1 | 2 | 7 | 7 | 18 | |
| マレーシア | | | 9 | 2 | 1 | 4 | (1.4) |
| フィリピン | 1 | | 2 | 1 | 2 | 3 | (1.0) |
| 他のアジア | 4 | | 2 | 2 | 3 | 9 | (3.1) |
| 中近東 | 2 | | 2 | 16 | 4 | 31 | 31(10.6) |
| アフリカ | 1 | | | 14 | 12 | 28 | 28(9.6) |
| 中南米 | | | | 2 | 2 | 7 | (2.4) |
| 米国・カナダ | | | | | | 3 | (1.0) |
| ヨーロッパ | | | | | | | |
| 大洋州 | | | | | | | |
| 合計 | 33 | 35 | 47 | 113 | 64 | 292 | (100) |

(出所) 1970年より1973年までは、1977年『化繊ハンドブック』、1974年は1978年『化繊ハンドブック』による。

- (47) 同上。
- (48) 武和輝「わが国繊維産業と海外投資」、二二―二三頁。
- (49) 七〇年、七三年に前年比でそれぞれ二六〇%、六三八%という輸出額の急増が見られるのであるが、この両年次は韓国への進出企業の操業開始が集中している(七〇年から七五年に至るまでの上記三五件中それぞれ六件、一八件)時期であり、韓国から日本への輸出急増の要因が「逆輸入」にあることが窺えた。佐藤秀夫「国際競争と対外直接投資―戦後日本の繊維産業を事例として―」、五一頁。
- (50) 『一般特惠関税制度の経済効果』、一〇〇頁。
- (51) 同上、二三三頁。
- (52) 同上、二二二―二三三頁。
- (53) 平井東幸『繊維産業』産業界シリーズNo.653、教育者新書 一九九一年(以下、平井東幸『繊維産業』と略す)、二二―四六頁。
- (54) 藤井光男「繊維産業における海外直接投資―日本の多国籍企業の展開―」、一〇五、一〇六頁 金子文夫「日本の多国籍企業と製造業投資」『経済評論』一九七八年九月号、五八頁。
- (55) 平井東幸『繊維産業』、一〇六―二二〇頁
- (56) Giorgio Barba Navaretti, Riccardo Faini and Aubrey Silberston, *Development Centre Documents, Beyond the Multi-fibre Arrangement: Third World Competition and Restructuring Europe's Textile Industry*, OECD Paris, 1995 (以下、*Beyond the Multi-fibre Arrangement: Third World Competition and Restructuring Europe's Textile Industry* と略す), p. 237.
- (57) *Beyond the Multifibre Arrangement: Third World Competition and Restructuring Europe's Textile Industry*, pp. 170-171
- (58) *OECD, Textile and Clothing Industries, Structural and Policies in OECD Countries*, Paris 1983 (以下、*Textile and Clothing Industries*,

- Structural and Policies in OECD Countries* (カダマ), p. 48.
- (59) *Ibid.*
- (60) ブーティホンミン「ガット/WTOにおける発展途上国の位置の変化―農業分野を素材に―」『法政論集』一八五号 二〇〇〇年、一三三―一三四頁を参照。
- (61) Wolfgang W. Leifer, "Rules of Origin under the Caribbean Basin Initiative and the ACP-EBC Lome IV Convention and their Compatibility with the GATT Uruguay Round Agreement on Rules of Origin", *16 Pennsylvania Journal of International Business Law* 483, 1995.
- (62) *Ibid.*
- (63) EC Commission, *The European Community and the Mediterranean Basin*, 1984 (以下、'The European Community and the Mediterranean Basin'と略す), "Table 39: Effective Utilization of EC-Quota for Imports of Textiles and Clothing from the Mediterranean Countries 1981", p. 89.
- (64) EC Commission, *The European Community and the Textile Arrangements*, Brussels 1979, pp. 49-55.
- (65) *The European Community and the Mediterranean Basin*, p. 83.
- (66) *Ibid.*
- (67) Council Regulation (EEC) No. 636/82 of March 16, 1982.
- (68) ドイツにおける海外委託加工の規定が売り上げの七五%が衣類にかかわる企業のみ適用し、委託加工が企業の売上高の三〇%まで制限されている。またドイツ企業と委託加工を行う国には規制上の輸入割当と別に海外委託加工の割当が付与される。この委託加工の割当は企業の市場シェアを反映し、独占を回避するために次のような重量システムによって配分される。すなわち、この割当が三分に分けられ、その一分は対象企業に平等に配分され、もう一分は企業の売上高に比例して割り当てられ、残りの一分は前年の輸入業績に基づいて配分されるのである。S. Schwarting, "Strategies for Survival: the Example of the

- Clothing Industry", 14 *Intereconomic*, 1979, p.18; *Beyond the Multi-fibre Arrangement: Third World Competition and Restructuring Europe's Textile Industry*, pp.121-130
- (69) *Textile and Clothing Industries, Structural and Policies in OECD Countries*, "Table 43 European Community Imports of MFA Products, 1976-1979, Source EC Commission", p.124.
- (70) *Beyond the Multi-fibre Arrangement: Third World Competition and Restructuring Europe's Textile Industry*, p.124.
- (71) *Ibid.*, p. 123.
- (72) *Ibid.*, table 7.3. Outward Processing Trade as a share of total EC imports: a comparison between different areas (percent), p. 138.
- (73) *Ibid.*
- (74) *Ibid.*
- (75) *Transnational Corporations in the Man-made Fibre, Textile and Clothing Industries*, pp. 43-44.
- (76) *Ibid.*, pp. 40-41.
- (77) *Ibid.*, p. 41.
- (78) *Ibid.*, pp. 40-43.
- (79) 例えば、八四年に、対ドイツ委託加工形の輸入には、ユーゴスラビアが二・一%、スペインが一八%、ハンガリーが一〇・一%、ルーマニアが八・七%、ポーランドが六・六%、シンガポールが四・四%、台湾が四・一%を占めていた。*Ibid.*, pp. 43, 55.
- (80) *Ibid.*
- (81) Giorgio Barba Navaretti, "Trade Policy and Foreign Investments: An Analytical Framework" in *Beyond the Multi-fibre Arrangement: Third World Competition and Restructuring Europe's Textile Industry*, p. 123
- (82) Laura Piatti and Dean Spinanger, "Redeployment of Production, Trade Protection and Firms' Global Strategies: The Case of Germany" in

- Beyond the Multi-fibre Arrangement: Third World Competition and Restructuring Europe's Textile Industry, p. 197.
- (83) Ibid., p. 200.
- (84) Ibid., p. 199.
- (85) Fabrizio Guelpa and Marco Ratti, "Price-Cost Margins in Italia Textiles and Clothing: Structural Determinants and the Impact of Protection", in *Beyond the Multi-fibre Arrangement: Third World Competition and Restructuring Europe's Textile Industry*, pp. 89-109 を参照。
- (86) 平井東幸 前掲注53' 一〇三—一〇五頁、Giorgio Barba Navaretti and Giorgio Perosino, "Redeployment of Production, Trade Protection and Firms' Global Strategies: The Case of Italy", in *Beyond the Multi-fibre Arrangement: Third World Competition and Restructuring Europe's Textile Industry*.
- (87) 例えば、八五—八六年にイタリアの労働賃金が米国及びドイツの水準まで達しており、九一年にイタリアの労働賃金が先進国の繊維産業において最も高い水準にあがった。Supra note 56, p. 172.
- (88) 八〇年から九〇年にかけて、ドイツの対イタリア輸出が6.3%から9.3%に増えた。Supra note 56, p. 184.
- (89) ただし、イタリアの繊維企業の進出形態は海外委託加工に関する国内規制によって制限されているのである。すなわち、海外委託加工の金額は企業の売上高の一五%を越えてはならず(九三年以降、三〇%となった)、労働組合の同意を得なければならぬのである。これに対して、委託加工の実績があり、政府の奨励政策に支持されているドイツ企業及び後述の米国企業は、コスト削減に成功し、優位を強めている。このように、国内下請け企業の保護及び国内の雇用促進を図るものとして誕生した同規制は、新しい状況の下、イタリア企業の多国籍化、国際競争への歯止めとなってきたと指摘された。Supra note 56, pp. 179, 180.
- (90) *Transnational Corporations in the Man-Made Fibre, Textile and Clothing Industries*, p. 49; 渡辺馨「米国繊維企業の海外進出」『日本紡績月報』三〇一号 一九七二年、二九—三七頁。
- (91) 同上、三八頁。

- (92) *Transnational Corporations in the Man-Made Fibre, Textile and Clothing Industries*, p. 69.
- (93) *Ibid.*, pp. 49, 68, Annex Table 16.
- (94) *Ibid.*, table 9- Characteristics of foreign direct investment (FDI) in man-made fibres, textiles and clothing from major home countries, p. 25.
- (95) *Ibid.*, p. 29.
- (96) *Ibid.*, pp. 29, 69-72. OECD, *Textile and Clothing Industries. Structural Problems and Policies in OECD Countries*, Paris 1983.
- (97) United States International Trade Commission, *Import under Items 806.30 and 807.00 of U.S. Tariff Schedule of United States 1977-1980*, USITC Publication 1170, July 1981, pp. 2-11; Tariff Schedules of the United States Annotated (1984), Special Classification Provisions, Part I: Articles Exported and Returned.
- (98) 前掲注60、一三四頁を参照。
- (99) カリブ受益国は、アングイラ、アンチグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、英領ヴァージン諸島、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、モントセラト、オランダ領アンティル、ニカラグア、パナマ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、グレナデン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、タークス・アンド・カイコス諸島である。19 U.S.C.2702(b).
- (100) 八六年二月二〇日にレーガン大統領は特別アクセスプログラムを公表し、カリブ諸国にGATT協定の交渉を申し出した。Committee for Implementation of Textile Agreements, *Implementation and Enforcement of the Special Program Under the Caribbean Basin Initiative*, 51 Fed. Reg. 21208 (1986).
- (101) *Ibid.*
- (102) Caribbean Industry Fearful U.S. Proposal for Global Quota Will Undermine Progress, 7 *International Trade Representative* (BNA) 793, June 6, 1990.

- (102) United States International Trade Commission, *Import under Items 806.30 and 807.00 of U.S. Tariff Schedule of United States 1977-1980*, USITC Publication 1170, July 1981, pp. 2-11. 806.30 条はメタルによって製造されるものに適用するの、織維製品が適用対象外である。
- (104) 例え、Agreement between the United States and Costa Rica Amending and Extending the Agreement of Mar. 20, 1992. Related to Trade in Textile and Textile Products, Oct. 20, 1994, U.S.-Costa Rica, 5, *State Department No. 94-268*, p. 3. Agreement between the United States and Jamaica Amending and Extending the Agreement of Aug. 27, 1986, as Amended and Extended, Related to Trade in Textile and Textile Products, Sep. 24, 1994, U.S.-Jam. 4, *State Department No. 94-247*, p. 2. Agreement between the United States and the Dominican Republic Relating to Trade in Cotton, Wool and Man-Made Fiber Textile and Textile Products, with Annexes, Sep. 23, 1992, U.S.-Dom. Re. 4, *State Department No. 92-239*, p. 4; James E. Stamps, "Caribbean Basin Initiative: Ten years of Trade Preference", 3 *Journal of Transnational Law and Policy*, 149, 1994, p. 158.
- (105) 例え、一九八七年において、対米国の織維輸入において、カリブ諸国のシェアは七・七五%を占め、前年度に比べて四二%増加していた。
- (106) Canute James, "US Purchases of Caribbean Garment Rise", *Journal of Commerce*, Oct. 21, 1987, p. 8A
- (107) 米国に輸出されるカリブ諸国の織維製品は80% アイテムハ〇七の特恵対象によるものである。また、米国の織維企業は米国への再輸出を目的としてカリブ諸国における委託加工の工場に多く投資している。Canute James, "Caribbean Industry Seeks to Delay MFA Changes", *Journal of Commerce*, Dec. 19, 1991, p. 5A.
- (108) Peter M. Tirschwell, "Textile Exporters Fear NAFTA", *Journal of Commerce*, November 30, 1992, p. 1C; William H. Cavit, "Western Hemisphere Free Trade Initiatives", 18 *Wm Mitchell Law Review*, 271, 1991, pp. 285-288.
- (109) 例え、九三年に米国の織維産業は、カリブ諸国に五億米ドルの織維及び裁断済みの織物を輸出していた。そして、カリブ諸

説

国のメンブレルの衣米輸出は31.6%増加した。

論

- (10) North American Free Trade Agreement, (以下「NAFTA」を意味す) Dec.17, 1992, 32 *International Law Material* 289, 605, 1993.
- (11) NAFTA, articles 302, annex 302.2, appendix 2.1, annex 300-B, 2.3.
- (12) NAFTA, articles 402, 402, annex 300-B, 7, annex 401, 11.
- (13) NAFTA, articles 801, 802, annex 300-B, 4, 5.
- (14) NAFTA, chapter 3, annex 300-B, 4.
- (15) NAFTA, chapter 3, annex 300-B, 5.
- (16) NAFTA, chapter 3, schedule to annex 302.2, annex 300-B, appendix 2.1.
- (17) NAFTA, chapter 3, annex 300-B, schedule 3.1 (B) (12).
- (18) NAFTA, chapter 4, annex 401, 31-53.
- (19) NAFTA, chapter 4, annex 401, 11.
- (20) *Ibid.*
- (21) Jeffrey J. Schott, "North American Free Trade Agreement: An Assessment", *Fed. News Service*, Dec. 15, 1992 (Statement before the Committee on Small Business, U.S. House of Representative), U.S. Textile Industry Improved in 1992, *International Trade Diary*, Jan. 13, 1993, p. 3.
- (22) *Ibid.*
- (23) The Likely Impact on the United States of a Free Trade Agreement with Mexico, *U.S. International Trade Comment, Public. No. 2353*, Feb. 1991, at 4-38 to 4-41.
- (24) Textile Industry Leader Advocates NAFTA Approach over Uruguay Round Trade Proposal, *PR Newswire*, Oct. 1, 1992.